

【感染対策向上加算 2 の主な施設基準】

●届出基準

当該保険医療機関の一般病床の数が 300 床未満を標準とする（外来感染対策向上加算の届出がないこと）

●感染防止対策部門の設置

次の構成員からなる感染制御チームを設置

- ・専任の常勤医師（感染症対策の経験 3 年以上）
- ・専任の看護師（感染管理に従じた経験 5 年以上）
- ・専任の薬剤師（病院勤務経験 3 年以上又は適切な研修を修了）
- ・専任の臨床検査技師（病院勤務経験 3 年以上又は適切な研修を修了）

●医療機関間・行政等との連携

- ・感染制御チームは、少なくとも年 4 回程度、加算 1 の医療機関が主催するカンファレンスに参加すること。また、少なくとも年 1 回、加算 1 の医療機関が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に参加すること。
- ・新興感染症の発生時等の有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、連携医療機関等とあらかじめ協議されていること。
- ・感染症法第 38 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事の指示を受けている第一種協定指定医療機関であること。

●サーベイランスへの参加

地域や全国のサーベイランスに参加している場合、サーベイランス強化加算が算定できる。

●連携強化加算

連携する感染対策向上加算 1 を算定する保険医療機関に対し、過去 1 年間に 4 回以上、感染症の発生状況・抗菌薬の使用状況等について報告を行っている場合、連携強化加算が算定できる。

●その他

- ・抗菌薬の適正使用を監視するための体制を有する。特に特定抗菌薬（広域ペクトラムを有する抗菌薬、抗 MRSA 薬等）については、届出制又は許可制の体制をとること。
- ・新興感染症の発生時等に。感染症患者又は疑い患者を受け入れることを念頭に、汚染地域や清潔区域のゾーニングを行うことができる体制を有する。

※上記は施設基準の一部抜粋であり、すべての事項を掲載しているものではありません。

詳細については、各施設様でご確認いただきますようお願いいたします。